

No.	ご意見
計画の基本的事項に関すること	
1	P2「配偶者からの暴力のない社会の実現をめざしていきます」とありますが、配偶者の定義には、「恋人など親密な関係にあるパートナーも含めて」とあります。そのため、社会の実現をめざすと表記するところには、「配偶者以外の恋人など親密な関係にあるパートナー」と書いたほうが、より暴力を容認しないと伝えられる気がします。
2	「協力しない」との表現は女性側の責任を問う言い方になっている。対等な関係性を求めていくため適切な表現ではない。
3	「避妊に協力しない」とあるが、本来、避妊は男性も主体的な責任を持つべきものであり、女性が男性に協力してもらうものという誤解を生まないよう、「必要な避妊をしない」等の表現に変更してほしい。
4	「避妊に協力しない」→「必要なのに避妊に応じない」。より実態に即した表現に変更することを求めます。理由は「協力」という言葉は本来、対等であるべき性的な関係において一方が主体で他方が補助的であるかのような誤解を与えます。また女性側にのみ避妊の責任があるかのような印象を避けるためにも対等な関係の中で自己決定権を尊重する表現にすべきと考えます。
5	「避妊に協力しない」という表現について、従来使われてきた表現ですが、「必要があるのに避妊しない」等、違う表現にして頂きたいです。子どもを作るか作らないかは、対等な夫婦関係の中で話し合っ決めていくことだと考えますが、「協力しない」は女性側に主な責任があることを示しており適切でないと思います。
施策の内容に関すること	
教育・啓発の強化	
6	子どもの被害体験で、子どもの前で暴力が児童虐待にあたることを知らない人が42.1%もいる。令和元年より減少しているが、まだまだ認知されていない現状。また、デートDVについても、学校での教育が推進されているが、内容まで理解している人が36.6%と少ない。→子ども自身が、DVや虐待について学び、おとなへの教育も必要。パンフやSNSだけでなく、学校教育の中に包括的性教育やCAP(子ども暴力防止プログラム)を組み込み、地域住民を巻き込んだ教育が望ましい。これは、P27の重点目標2の若年層への教育、啓発の強化にもリンクする。
7	離婚後も精神的暴力を受けている人もいて欲しい。DVが婚姻関係前提であることはおかしいです。
8	P2「また、離婚等の後も引き続き元配偶者から受ける身体に対する暴力等も含みます」の部分は、身体的暴力のみに限定されるかのような誤解を生まないよう、単に「暴力等」とした方がよいと思う。
9	P33「普及・啓発にあたっては～」の箇所に、社会的暴力と経済的暴力も加えてほしい。
10	「若年層への教育・啓発の強化」についてです。P8の実態調査結果にある年齢別では、18～19歳の法律認知状況に27.3%の方が法律があることを知らないと回答しておられます。成人が18歳に引き下げられたことから、成人する前に法律を認知できる機会が必要だと思えます。そのため若年層の教育、啓発の今後の方針に法律についても触れたほうがよいと思うのですがいかがでしょうか。
11	出前講座とあるが拳手制や希望した学校のみの実施で終わることなく、富山市はしたが他の市はしてないということではなく、県内の子どもたち全員に伝えられるように各学年ごとに必ずするというを明記、カリキュラムの中に継続的に組み込まれるように教育委員会との密接な連携を計画に明記して頂きたい。
12	P34「DV予防啓発のセミナーを開催するほか、お互いを尊重するコミュニケーションを学ぶ出前講座を実施します」とあるが、すべての児童にこういった教育を受ける機会をもってほしい。義務教育を終了前の中学生のうち何パーセントほどの児童がセミナーや出前講座を受けたのか、それが難しければ、今年度は何校何クラスで実施されたのか調査し、毎年県のホームページで公表してほしい。
相談・支援体制の強化	
13	P41「市町村が、住民のDVに関する第一的な相談機関として、相談窓口を明確化し、相談員の配置～」とあるが、DV相談は専門知識の必要な相談であり、単に「相談員」とするのではなく「DVの専門知識を持つ相談員」としてほしい。各市町村にDVの専門知識を持つ相談員による相談日を設けてほしい。
14	ネットワーク整備とともに、経済的な課題を抱える被害者が安心して医療やカウンセリングを受けられるお金の面での制度も考えて頂きたいです。カウンセリングのある医療機関は少ないですし、民間のカウンセリングルームは負担額が大きいです。
15	令和7年時点で、市町村の配偶者暴力相談支援センターという名称の機関は何箇所設置されていますか。役所では15市町村に相談窓口がありますが・・・。重点目標14の現状欄に、平成24年高岡市に設置、とあります。その後の進展は？
16	P50～51 重点目標10、11については、中長期的な支援が必要な内容だと思う。DV被害体験は、目に見えない被害で、メンタルヘルスケアが必要。計画には、本人だけでなく児童も地域の身近な場所で速やかに精神的ケアを受けられる体制整備を行うと記載されているが、実際には、行政や病院、女性センターなど、当事者がその場へ行く必要がある。時間や交通費もかかる。市町村の担当者が在宅に行かれたりはしてるのだから？
17	男性のための相談窓口は必要です。ただしDV加害者の中には自分が被害者だと主張する人がおり、相談現場で加害者を被害者として対応することにより、被害者の不利益(さらなる被害等)につながる場合があります(実際に見聞きしたことがあります)。加害・被害を見分け適切に対処することは大変難しいことだと思いますが、せめて疑わしきケースに気づく等、被害者を守るためにしなければならないことがあります。相談員のより十分な研修、女性相談支援センター等とのケース検討やスーパービジョン、何らかの仕組み(具体的にまだ思いつきません)等が必須と考えます。相談のしやすさだけではなく、相談者が加害者である可能性を踏まえて被害女性と子どもの安全を守る取り組みになることを意識して頂きたいです。
18	「多言語による相談窓口紹介カード等」とあるが、多言語だけでなく、外国にルーツのある日本語スピーカーや軽度知的障害者等のために「やさしい日本語」を使用したものも作成してほしい。
19	様々な理由で女相や市町村ではなく民間が支援している被害者もおられるのが現状です。この項目に限りませんが、女相が中心となって構築する制度に民間団体が対等な立場で参画できるように、各機関や団体の強みを活かして被害者支援ができるよう、県・女相には頑張って頂きたいです。

No.	ご意見
ひとり親家庭等に対する支援の推進	
20	【現状と課題】に共同親権のくだりがあるのはいくらも強いです。【今後の方策】においても、今後の動きを見極めつつ、加害者からの支配の継続及び子どもの福祉の侵害にならないよう対応していく旨を入れて頂きたいです。
21	今、まさに夫からの経済的DVにて生活が困窮しています。婚姻費用分担請求をし、金額が決まりましたが支払われることはなく。この度強制執行をしましたが、自営業の夫は取引先を上手く話して差押えた売掛金をも受取り一円も手元にきていません…。何故。法的に守られているはずのものが受け取れないのか、我が子を経済的に虐待するものに何も罰則もないのか。婚姻費用を支払わない、養育費を支払わないのは子供を経済的に虐待しているのと一緒なのでは？とかんじます。身体的に虐待しているわけでは無いから良いのですか？自営業者の口座も給与所得者の口座も、マイナンバーカードに紐づけして子供の権利を守るべきだと思います。親が子供にきちんと支払えば、児童扶養手当等の削減にも繋がるのに…。
22	離婚が成立していないと受けれる福祉支援や経済的支援が乏しく、孤立化させ、子どもの発達にも影響を与えている。別居後からの支援の充実が求められる。
23	児童扶養手当、病児保育料補助、ファミリーサポートセンター利用料補助など、ひとり親向けの支援が、離婚前別居の場合に非該当になるため、住民票など別居していることが明らか場合は、ひとり親と見なしてもらいたいです。現に、私は夫との調停が長引いたり、離婚不成立だったりしたため、長期にわたり離婚前別居で生活せざるをえませんでした。しかし、行政支援の対象外で様々な支援を受けられず、経済的に苦しく、さらに制度の狭間に取り残されたような、悲しい気持ちになったことが何度もありました。民間団体の多くは、離婚前別居でも支援対象と見なしてくれるため、同様に行政での支援対象も見直してほしいと思います。
24	DV被害の相談はなくても、それが原因で離婚しているケースもあると思うので、片親への福祉支援の手続き時に、情報提供できる仕組みがあれば良いと思う。
25	市町村において、家庭生活支援員を派遣、とありますが、これまで派遣の実績はありますか？支援員の人材確保はどのようになっていますか？ひとり親家庭が負担する利用料はどのようになっていますか？
関係機関との連携の強化	
26	重点目標4「発見・通報等に関する体制整備 民生委員・児童委員・人権擁護委員等への働きかけについて、「理解と協力を働きかける」について、それでは不十分なので「研修の機会を設ける」としてほしい。
27	P38「医療関係者への周知」に産婦人科を入れてほしい。
28	発見しやすい精神科、整形外科などの例示に産婦人科を入れてほしい。理由は目標指標にもあるように性的暴力や予期せぬ妊娠で産婦人科を受診する可能性があるためです。
29	P38「発見しやすい精神科や整形外科など」の例示に産婦人科を入れるのはどうでしょうか。
30	P38「医療関係者への周知」の後に、専門職団体等（富山県社会福祉士会、富山県精神保健福祉士会、富山県医療ソーシャルワーカー協会、富山県公認心理師協会等）への周知を入れてほしい。上記団体への周知、協力連携が不可欠であると思う。
31	全体的に市町村の役割について踏み込んで記述してもよい印象を持ちました（県の立場として基本計画に盛り込むことは難しいのかも知れませんが）。各市町村による違い・温度差があるのは実感していますが、DV被害→女相にお任せ、という意識はまだあるのではないかと感じています。役割分担が必要であることがもう少し見えた方がよいのではないかと思います。（すこく控えめな表現になっていると思います…）
32	支援調整会議の開催状況について、令和7年までの実績を知りたい。
民間団体への支援の推進	
33	民間シェルターに関して、民間団体スタッフ等の育成、能力向上のための研修を行うとあるが、研修だけでなく、委託費や人件費も検討していただかなければ継続した支援はできない
34	民間団体等への支援の強化。支援の内容として、可能な限り助成金を充実していただきたい。また、講演会や学習会等、イベントの後援をいただける場合、名義後援だけでなく「会場確保の優遇」をお願いできればありがたい。
35	民間団体との連携を増やす、強くする時に、人件費のことを意識して頂きたいです。例えば一時保護委託で被害者を預かる時、人件費は出ない（民間側で負担）のは辛い。DV被害者支援県民協働事業について1/3民間負担ですが、被害者支援で自己負担が発生するのは現状に即していないと思います。啓発事業であれば、自己負担が発生することはありだと思えます。今後、直接支援は民間団体の自己負担金のない方法を考えて頂きたいです。